

とどけがき

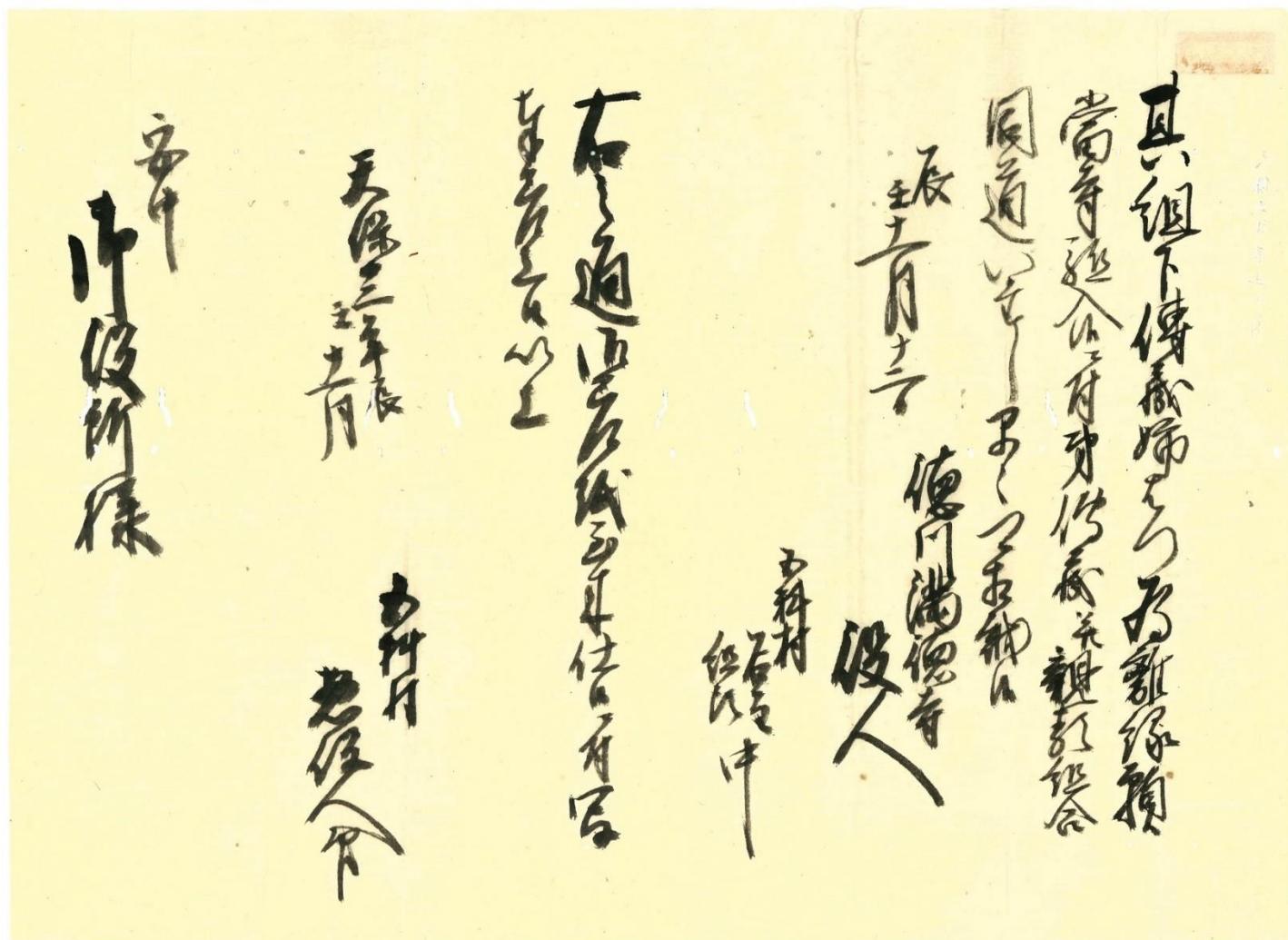
㉖ 届書（徳川満徳寺役人より伝蔵姉はつ離縁のため駆け入りの通知）

天保 3 年（1832 年）閏 11 月

離婚に際し、夫からの離縁状交付を必要とした江戸時代において、縁切寺は駆け込んだ妻を保護し、離婚調停を行う特権を公的に認められた機関でした。調停にあたっては、関係者を強制的に召喚し、事情聴取を行いました。この史料は満徳寺から名主に差し出された出頭命令の内容について、名主が領主に報告する際に作成した文書の写です。

中島徳造家文書 P8909 No.2687

（安中市松井田町五料）



【㉖】届書（徳川満徳寺役人より伝蔵姉はつ離縁のため駆け入りの通知）

〔釈文〕

其組下傳蔵姉はつ、為^(到)離縁願
当寺駆入候付、弟傳蔵^并親類・組合
同道いたし、早々可^二相越^一候

〔読み下し文〕

其の組下傳蔵姉はつ、離縁願いとして
当寺に駆け入り候に付、弟傳蔵並びに親類・組合
同道いたし、早々相越すべく候

辰

徳川満徳寺

閏十一月十二日

役人

五料村

名主
組頭
中

辰

徳川満徳寺

閏十一月十二日

役人

五料村

名主
組頭
中

右之通御差紙至^(到)来仕候付、写
奉^二差上^一候、以上

右の通り御差紙至^(到)来仕り候に付、写し
差し上げ奉り候、以上

天保三年辰

五料村

閏十一月

惣役人印

天保三年辰

五料村

閏十一月

惣役人印

安中

御役所様

安中

御役所様